政　令

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第一号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五海上警備等手当の項中

自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員	業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

を

自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員	業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）
自衛隊法第八十二条の規定による行動をとることの要否に係る判断又は当該行動をとることとなつた場合において必要な情報の収集のための活動（海外の海域における我が国の船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の船舶の安全の確保に関する政府の航行の一環として、海外の地域において行うものに限る。）で、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する職員	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　河野　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○農林水産省令第二号

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五十四第二項及び第五項の規定に基づき、農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月八日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（地域再生協議会の構成員として加える者）	
第三条　法第十七条の五十四第二項の農林水産省令で定める者は、法第十七条の五十四第四項に規定する特定区域（以下「特定区域」という。）の全部又は一部をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）とする。	（新設）
（特定区域及び特例面積の同意に際しての添付書類）	
第四条　認定市町村は、法第十七条の五十四第五項の規定により農業委員会の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。	（新設）
一　特定区域及びその周辺の地域に所在する既存の住宅及び農地又は採草放牧地の位置を示す地図	
二　その他参考となるべき書類	